

令和7年度版

在園児の休日保育利用

の確認の手引き

( 平日園用 )

堺 市



1 休日保育の制度概要	2 ページ
(1) 休日保育実施日	
(2) 開園時間	
(3) 休日保育実施施設	
2 休日保育利用に当たっての利用者の手続き	2 ページ
(1) 堺市への手続き	
(2) 休日保育の利用を希望する施設への利用前の登録手続き	
(3) 各休日保育利用日の利用手続き	
3 平日園における確認	4 ページ
(1) 登録の確認	
(2) 利用日の確認	
4 休日保育Q & A	10 ページ
(1) 手続きの変更について	
(2) 休日保育の必要性について	
(3) 利用日の確認について	
(4) その他	
5 制度についての問合せ先	13 ページ

**参考** 利用者向け休日保育利用のご案内

- ・ 新規認定こども向け
- ・ 継続利用こども向け



## 休日保育の制度概要

堺市から休日保育の必要性が認定されたこどもについて、認定された保育の必要量の範囲内で休日保育を利用する場合には、別途、休日保育の利用料を支払うことなく、休日保育を利用することができます。

### 1 休日保育実施日

日曜日、祝日、年末年始（1月1日から3日までを除きます。）

※ 上記日程であっても、各休日保育実施施設において、行事、年末年始の設定日等により、休日とならない日があります。

### 2 開園時間

各休日保育実施施設によって異なります。



### 3 休日保育実施施設

施設名称	施設種別	所在地		電話番号
アイエンロール保育園	小規模保育事業	堺区	北瓦町1丁5-14 瓦町ビル2F	072-227-2907
ベルキンダー	幼保連携型認定こども園		南安井町3丁1-1	072-221-7030
さかい・つくしこども園	幼保連携型認定こども園	中区	深井東町2655	072-278-8055
たんぼぼ保育所 深井園	保育所		深井清水町3905	072-281-0888
遊こども園	幼保連携型認定こども園	東区	日置荘西町1丁7番1号	072-247-4730
ゆらら保育園	事業所内保育事業		南野田454-2	072-289-1100
院内保育所ぞうさん	事業所内保育事業	西区	津久野町1丁25-1	072-271-5161
きらら保育園上野芝ルーム	小規模保育事業		上野芝向ヶ丘町4丁24-26	072-279-6677
きらら幼保園	特区小規模保育事業（※2）		上野芝向ヶ丘町4丁24-26	072-275-7777
晴美台ナーサリー	小規模保育事業	南区	晴美台1-31-1	072-294-6440
きらら保育園新金岡ルーム	小規模保育事業	北区	長曾根町1585番地1 アソルティ1F	072-247-9777
きらら保育園もずルーム	小規模保育事業		百舌鳥陵南町3丁343	072-278-6363
新金岡西こども園	幼保連携型認定こども園		新金岡町2丁5-19	072-250-0010
すまいる保育園金岡公園	特区小規模保育事業		長曾根町1179番18	072-242-8005
なかもずグレイス保育園	小規模保育事業		中百舌鳥町2丁88-1 シェリール1階	072-252-0909
百舌鳥こども園	幼保連携型認定こども園		(西園舎)百舌鳥赤畑町5丁707-2	072-255-7330
美原北こども園	幼保連携型認定こども園	美原区	黒山562-1	072-361-5551

※ 定員は、その日に利用するこどもの年齢構成により変動します。

## 休日保育利用に当たっての利用者の手続き

休日保育を希望する利用者は、次の3つの手続きを経て、別途、休日保育の利用料を支払うことなく、休日保育を利用できるようになります。

### 1 堺市への手続き

- (1) 利用者が支給認定申請書兼利用(調整)申込書又は現況届に、保育を希望する曜日として「日曜日」を記載し、「休日保育を利用する」にチェックを入れ、就労証明書と併せて、区役所子育て支援課へ提出します。
- (2) 区役所子育て支援課は、提出を受けた(1)の書類を確認し、「休日保育の利用申込書」を利用者へ交付します。
- (3) 利用者は、「休日保育の利用申込書」に必要事項を記載し、区役所子育て支援課へ提出します。
- (4) 区役所子育て支援課は、休日保育の必要性があると認められる場合は、休日保育の必要性の認定を行い、次の書類を利用者へ交付します。
  - ・ 利用者負担額決定通知書（保育必要量の欄に「休日保育」と記載）
  - ・ 休日保育利用登録書
  - ・ 休日保育連絡ノート

### 2 休日保育の利用を希望する施設への利用前の登録手続き

- (1) 利用者は、利用者負担額決定通知書と、必要事項を記載した「休日保育利用登録書」及び「休日保育連絡ノート」を平日利用する施設（以下「平日園」といいます。）に提出し、休日保育の利用を希望する施設へ利用登録を行うことの確認を依頼します。
- (2) 平日園は、提出を受けた書類を確認し、「休日保育利用登録書」と「休日保育連絡ノート」の該当欄に、平日園として、在園児について休日保育の利用登録を行うことを確認した旨の記載をし、利用者に返却します（これを「登録の確認」といいます。）。**
- (3) 利用者は、平日園で確認を受けた「休日保育利用登録書」と「休日保育連絡ノート」を、初回利用希望日の10日前までに、休日保育の利用を希望する施設へ提出します。
- (4) 休日保育実施施設は、提出を受けた(3)の書類を確認し、利用者と面談を行い、利用者が休日保育実施施設の重要事項等に同意をした場合は、利用者として登録を行います。

休日保育実施施設は、登録後、利用者の「休日保育連絡ノート」の該当欄に、登録済みである旨の記載をし、利用者へ返却します。

### 3 各休日保育利用日の利用手続き

- (1) 利用者は、利用希望日の1週間前までに、利用登録をした休日保育実施施設（以下「休日園」といいます。）へ利用の予約を行います。
- (2) 利用者は、利用の予約が取れた利用予定日について、「休日保育連絡ノート」に、必要事項を記載し、平日園へ提出します。

(3) 平日園は、「休日保育連絡ノート」に記載された休日保育の利用状況等を確認し、必要な場合は、利用者から休日保育の利用状況等について、聞き取りを行います。

平日園は、利用者について、認定された保育の必要量の範囲内での休日保育の利用であると認める場合は、「休日保育連絡ノート」の該当欄に、その旨の確認を行い、利用者へ返却します(これを「利用日の確認」といいます。)。

(4) 利用者は、平日園に利用日の確認を受けた「休日保育連絡ノート」を、利用の予約日から1か月以内、かつ、休日保育の利用日までに、休日園に提出します。

※ 利用の予約日から1か月を経過しても、休日園へ平日園に利用日の確認を受けた「休日保育連絡ノート」の提出がない場合は、その予約については、休日園においてキャンセル扱いとなります。

平日園における何らかの事情により、利用の予約日から1か月以内、かつ、利用日までに、利用日の確認ができず、利用者が「休日保育連絡ノート」を休日園へ提出できない場合は、平日園から利用予定の休日園へ連絡を入れ、キャンセル扱いにならないよう、依頼してください。

(5) 休日園は、提出を受けた「休日保育連絡ノート」に、平日園による利用日の確認があることを確認し、確認した旨の記載をし、利用者へ返却します。

休日園は、「休日保育連絡ノート」に記載の「休日保育の利用状況等」をもとに、利用日の職員体制を整えます。

(6) 利用者は、利用日当日、「休日保育連絡ノート」に、当日のこどもの様子等やこどもの生活状況を記載し、休日園に提出し、休日保育を利用します。

※ 休日実施施設の一部においては、「休日保育連絡ノート」の当日のこどもの様子等の欄やこどもの生活状況の欄を使用しない場合があります。

## 平日園における確認

平日園においては、在園児が休日保育を利用する場合に、認定された保育の必要量の範囲内で休日保育の利用をしているかを確認していただくこととなります。ご確認いただきたい手続きは、次の2つの確認となります。



### 1 登録の確認

3ページの「休日保育利用に当たっての利用者の手続き」2(2)の登録の確認をお願いすることとなります。

登録の確認とは、平日園として、在園児について、休日保育実施施設に対し、休日保育の利用登録を行うことを確認することをいいます。

「利用者負担額決定通知書」の記載内容の確認と、「休日保育利用登録書」と「休日保育連絡ノート」の該当欄に、平日園として、在園児について休日保育の利用登録を行うことの確認の記載をお願いします。

確認方法等は、次のとおりとなります。

(1) 利用者負担額決定通知書の確認

(2) 休日保育利用登録書の確認

( 表面 )

宛先

区役所連絡先

### 利用者負担額決定通知書

年 月

様

堺市 保健福祉総合センター所長

次のとおり、利用者負担額を決定したので通知します。

年度

保護者	氏 名	〇〇 〇〇〇	
	生 年 月 日	〇〇年 〇月 〇日	
子ども	住 所	堺市堺区〇〇〇〇	
	氏 名	〇〇 〇〇	
	生 年 月 日	〇〇年 〇月 〇日	
支給認定証番号	0000000000	保育の必要性の事由	就業
支給認定区分	2号認定	保 育 必 要 量	保育標準時間(休日保育)
支給認定の有効期間	〇〇年〇月〇日 から 〇〇年〇月〇日 まで		
利用(調整)施設等名	〇〇こども園	適用期間	〇〇年 〇月から 〇〇年 〇月までの 支給認定を受けている期間
決定内容	徴収年齢(※)	階層区分	利
	〇歳	D1	利
月の途中に入所(園)した場合		月途中利用月	利用日数

注意 ※ 徴収年齢とは、特定教育・保育を行った日の属する年度の初日における年齢をいいます。

(教示)

【利用者負担額(公立施設に係るものに限る。)の決定に関する事】

- この決定に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内の間(この決定があった日から1年を超えてはなりません。)に限り、堺市長に対して審査請求をすることができます。
- この決定に不服がある場合は、この通知書に対する審査請求の裁決を経た場合においてのみ、当該裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内の間(当該裁決があった日から1年を超えてはなりません。)に限り、堺市(代表者は、市長)を相手方として、この決定の取消しを求める訴えを提起することができます。
- 前項の規定にかかわらず、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第8条第2項各号のいずれかに該当する場合においては、審査請求の裁決を経なくても取消しを求める訴えを提起することができます。

【利用者負担額(公立施設に係るものを除く。)又は支給認定の決定に関する事】

- この決定に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内の間(この決定があった日から1年を超えてはなりません。)に限り、堺市長に対して審査請求をすることができます。
- この決定に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内の間(この決定があった日から1年を超えてはなりません。)に限り、堺市(代表者は、市長)を相手方として、この決定の取消しを求める訴えを提起することができます。

確認① 認定こどもの氏名に間違いはないか。

確認② 保育必要量の欄に「休日保育」の記載があるか。

確認③ 支給認定の有効期間が期間内であるか。

様式第1号(第7条関係) (表 面)  
 休日保育利用登録書

年 月 日

園長 様

写真貼付欄  
 ※ 利用する子どもと送迎者の写真をお願いします。

貴施設における休日保育の利用に当たり、次のとおり、登録します。  
 また、次の記載事項及び利用状況について、貴施設が下記の利用子どもの平日利用する施設、堺市等に対して問合せを行い、情報提供を受けることに同意します。  
 なお、休日保育の利用に当たり、虚偽の報告等不適当な利用をしたときは、この登録を取消されても異議を申し立てません。

保護者氏名	現住所	(郵便番号 - )	電話番号(自宅)
	フリガナ		( ) ( ) ( )
氏名			(緊急連絡先) ( )
フリガナ			送迎者
利用子ども氏名			年 月 日生 4/1 現在 歳 男・女
支給認定証番号		教育・保育給付認定区分	
保育必要量の区分			
※教育・保育給付認定区分が2号又は3号の方のみ、記入してください。			
平日利用する施設名称			
健康保険証の種類		記号番号	
休日保育の利用希望日		(1) 日曜日(毎週・月 回程度) (2) 祝日	
※該当する希望日に○をしてください。			
休日保育が必要な理由 ※該当する理由に○をしてください。 ※理由が(1)又は(2)の労働に係るものである場合は、勤務体系についても、記入してください。	父	(1) 家庭外労働 (2) 家庭内労働 (3) 疾病 (4) 障害 (5) 介護 (6) その他( )	(1) 休日 _____ 曜日 (2) シフト制・不定休
	母	(1) 家庭外労働 (2) 家庭内労働 (3) 疾病 (4) 障害 (5) 介護 (6) その他( )	(1) 休日 _____ 曜日 (2) シフト制・不定休
利用子どもの家庭状況	氏名	続柄	生年月日 年齢・性別
			年 月 日 ( 歳 ) 男・女
			年 月 日 ( 歳 ) 男・女
			年 月 日 ( 歳 ) 男・女
			年 月 日 ( 歳 ) 男・女
			年 月 日 ( 歳 ) 男・女
勤務先、緊急連絡先等		名称	電話番号
【事務処理欄】			
利用区分	休日保育 ・ 一時預かり(休日)		

( 裏面 )

(裏面)

子どもの生活・健康の状況 (休日保育用) (記入年月日 \*年 \*月 \*日)

フリガナ サカイ シロウ  
利用子どもの氏名 ( 堺 次郎 ) ( △△年 △△月 △△日生まれ)

食事の状況	0・1歳児	1 1回の搾乳量 母乳・粉乳( )cc 1日( )回 2 牛乳 1日( )cc ・ 牛乳を飲めない 温める ・ 冷やしたまま コップで ・ ストローで ・ 哺乳瓶で 3 離乳食の状況 主食 ( おかゆ ・ 軟飯 ・ ごはん ) 副食 ( 細かくきざむ ・ 大人より小さい ・ 大人と同じ )
	生活面	1 好き嫌い ( 多い ・ 少ない ・ ない ) 特に好きなもの ( ) 特に嫌いなもの ( ) 2 遊びの好み ( いろいろある ・ ある ・ ありえない ) 3 遊び方法 ( 手遊び ・ オモチャ ・ スペース ) 4 食のレレギ ( あり ・ なし ) ある場合 医師の意見書 ( あり ・ なし ) 医師の見解 ( あり ・ なし ) 配慮で除いている食品 ( 卵 ・ 牛乳 ・ 大豆 ・ 小麦 ・ 米 ・ その他( ) )
排泄	小便 知らせる ・ 知らせない ・ おむつ ・ 紙パンツ ( ) 大便 知らせる ・ 知らせない ( ) 回数 1日( )回 便の状態( )	
睡眠	就寝時間 夜 ( )時～朝( )時 午睡 午前( )時～( )時 午後( )時～( )時 保育所等で午睡 あり ・ なし 様子 ( )	
(好きな遊び)		

身長・体重・平熱	身長( )cm 体重( )kg 平熱( )℃
かかった病気	麻疹 水痘 おたふく 風疹 その他(病名)
〇で記入	
健康面	1 ひきつけたことがある (熱があるとき 熱がないとき 泣いたとき) 2 常用している薬がある ( ) 3 喘息・アトピー性湿疹・けいれんなどで常時服用している薬がある ない・ある (薬の名前・服用方法など ) 4 当てはまるものに〇を付けてください。 体質など ( じんましんが出やすい ・ じんましんが出やすい ・ じんましんが出にくい 発汗が出やすい ・ 発汗が出やすい ・ 発汗が出やすい ・ 発汗が出やすい 腹痛が少なくある ・ 吐きやすい ・ 鼻汁が出やすい ・ 鼻血が出やすい 耳だれが出やすい ・ 目やにが出やすい ・ じんましんが出やすい 扁桃腺が腫れやすい ・ 皮膚が弱い ・ 肘が厚けやすい(右・左) 薬アレルギーがある(薬名など )
	(特に知らせておきたいこと、体質など心配なこと、配慮してほしいことについて)
診察・治療など	かかりつけの病院など 病院名 (科名: ) 電話番号

\* 休日保育の認定を受けている場合は、平日利用する施設に、この登録書、休日保育連絡ノート及び利用者負担額決定通知書を提出し、下記の確認等を受けた上で、休日保育を利用する施設へ提出してください。

**【平日利用施設確認欄】**

利用子どもの氏名 堺 次郎 【生年月日 △△年 △△月 △△日】

当該利用子どもについて、休日保育の実施を依頼します。 △△年△△月△△日

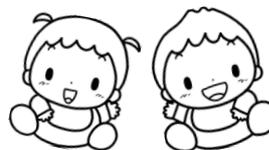
施設名 ようほこども園

園長 ○○ ○○ (印)

TEL 072-\*\*\*-\*\*\*\* FAX 072-\*\*\*-\*\*\*\*

**確認④** 確認①～③を確認していただき、休日保育の利用登録を行うことが適当であると認めるときは、【平日利用施設確認欄】に、次の事項を記入し、園長名によるサイン又は押印をお願いします。

- (1) 利用こどもの氏名・生年月日
- (2) 確認年月日
- (3) 施設名
- (4) 園長名 (サイン又は押印)
- (5) 電話番号・FAX番号



※1 保護者の勤務先が変更となった、平日園の転園があった等の場合には、利用者は、その都度、この休日保育利用登録書を休日園に提出し、登録内容を変更する必要があります。その場合に、(裏面)のこどもの生活・健康の状況の利用者記入欄については、その内容に変更がある場合で、特に休日園へ伝えておきたいことがない限り、再度記入する必要はありません。

※2 令和7年3月31日以前から休日保育の認定を受けるこどもで、既に登録済みの施設がある場合は、当該休日園への再度の提出は不要としています。そのような場合には、【平日利用施設確認欄】のみ記載いただき、利用者負担額決定通知書と休日保育連絡ノートの確認をお願いします。

(3) 「休日保育連絡ノート」の確認  
( 表 紙 )

休日保育  
連絡ノート

子どもの氏名 堺 次郎

堺市  
SAKAI CITY

**確認⑤**

こどもの名前が記載されているかどうかを確認してください。

( 表紙裏面 )



休日保育の利用について



**1 休日保育の利用前の登録手続き**

- (1) 休日保育利用登録書と、この休日保育連絡ノートに、必要事項を記載し、利用者負担額決定通知書とともに、平日利用する施設へ提出した上で、確認を受けてください。  
※ 休日保育利用登録書は、各区役所子育て支援課又は休日施設で配布しています。
- (2) 確認を受けた休日保育利用登録書と、この休日保育連絡ノートを、初回の休日保育利用希望日の10日前までに、休日保育の利用を希望する施設へ提出してください。
- (3) 休日保育の利用を希望する施設において、面談を受けてください。  
面談において、休日保育の利用を希望する施設から重要事項等の説明を受け、利用についての同意を行う場合には、休日施設において、休日保育の利用者として登録されます。

\*留意事項\*

- 休日保育の利用者が多数にのぼり、1回の登録のみでは、利用できない日が生じる可能性があります。そのため、休日保育の利用者の登録については、複数の施設において、登録を行うことをお勧めします。
- 勤務先が変更となった、平日利用する施設を転園した等の場合は、再度、登録手続きを行ってください。

**2 各利用日の利用手続き**



- (1) 利用希望日の1週間前までに、休日施設に対して、予約をしてください。
- (2) 予約が取れた休日保育の利用予定日について、この休日保育連絡ノートの各ページの「1 休日保育の利用状況等」に必要事項を記載し、平日利用する施設へ提出した上で、確認を受けてください。
- (3) 確認を受けた休日保育連絡ノートを、利用の予約をした日から1か月以内、かつ、利用日までに、休日施設へ提出し、確認を受けてください。  
※ 利用の予約をした日から1か月を経過しても、平日利用する施設の確認を受けた休日保育連絡ノートの提出ができないときは、休日施設において、その予約については、キャンセル扱いとなります。
- (4) 休日保育利用日に、当該利用日のページにおいて、「2 子どもの様子等」の「(家庭・平日施設での子どもの様子・連絡事項)」欄に記載し、休日施設へ提出し、休日保育を利用してください。  
※ 「3 子どもの生活の状況」は、利用する子どもが0歳児、1歳児又は2歳児の場合のみ、記載してください。

\*留意事項\*

- 「1 休日保育の利用状況等」の「平日お休みする日」の記載について  
日曜日の利用については、休日保育利用日の前後1週間の間の日で平日お休みする日を必ず指定してください。祝日の利用については、勤務先において、当該祝日勤務に対する代替のお休みの日が設定される場合は、その日を指定してください。
- 利用日のキャンセル待ち等をしていところ直前に利用できることとなった、直前に仕事の予定が入った等の事情で、平日利用する施設において、確認を受ける暇がなかった日については、次の利用日までに、必ず、確認を受けてください。  
※ 次の利用日までに、平日利用する施設の確認がなければ、次の利用については、原則として、休日保育の利用料がかかります。

(見開き右ページ)

子どもの氏名 **堀 次郎** 生年月日 **\*\*年\*\*月\*\*日**

平日利用する施設名 **ようほこども園** (電話番号) **072-\*\*\*-\*\*\***

平日お休みする曜日 **① (火)** 曜日 2. シフト制・不定休等の勤務によりその都度指定

休日保育登録施設

施設名	登録年月日	休日施設確認欄 ※
<b>さかいこども園</b> (電話番号) <b>072-***-***</b>	年 月 日	
<b>さかい保育園</b> (電話番号) <b>072-***-***</b>	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

利用者記入欄

(注意) 休日保育利用登録を行った施設において、上記※印の欄に確認を受けてください。

保護者の勤務先・緊急連絡先等

氏名	続柄	勤務先等		その他連絡先 (携帯等)
		名称	電話番号	
<b>堀 太郎</b>	<b>父</b>	(株)〇〇	**-****-****	**-****-0000
<b>堀 花子</b>	<b>母</b>	(株)△△	**-****-****	**-****-1111

【平日施設確認欄】 休日保育認定状況

認定確認年月日	△年△月△日	ようほこども園 園長の印
	年 月 日	
	年 月 日	
取消確認年月日	年 月 日	

(注意) 1 休日保育の利用開始前に、平日利用する施設において、休日保育認定の確認を受けてください。また、勤務先等の変更、平日利用する施設の転園等があった場合は、その都度確認を受けてください。  
2 休日保育の認定の取消しがあった場合は、平日利用する施設において、取消しの確認を受けてください。

確認⑥

利用者の記入した次の事項について、誤りがないかを確認してください。

- (1) こどもの氏名
- (2) 平日利用する施設名・電話番号
- (3) 平日お休みする曜日
- (4) 休日保育登録施設

※ 休日保育の利用者が多数にのぼっており、1園の登録のみでは、利用できない日が生じる可能性があります。そのため、休日保育実施施設への利用前の登録は、複数の施設で行っていただくことを利用者の方にお勧めしています。

- (5) 保護者の勤務先・緊急連絡先等

確認⑦

確認①～⑥の確認が終了した場合は、【平日施設確認欄】の認定確認年月日に確認した日を記載し、園長名で、確認のサイン又は押印をお願いします。

※1 保護者の勤務先が変更となった、平日園の転園があった等の場合には、その都度、平日園において、利用者から利用者負担額決定通知書の呈示を受け、確認をお願いします。

※2 保護者の勤務先が変更となり、休日保育の必要性の認定が取り消された場合には、取消確認年月日に、平日園としてそのことを把握した年月日を記載し、園長名で、確認のサイン又は押印をお願いします。

## 2 利用日の確認

3ページの「休日保育利用に当たっての利用者の手続き」3(3)の利用日の確認をお願いすることとなります。

利用日の確認とは、「休日保育連絡ノート」に記載された休日保育の利用状況等を確認し、認定された保育の必要量の範囲内での休日保育の利用であることを確認します。

「休日保育連絡ノート」の該当欄に、利用者が利用の予約をした日の休日保育の利用状況について、平日園として確認を行っていることの記載をお願いします。

確認方法等は、次のとおりとなります。

### (1) 「休日保育連絡ノート」の確認

1 休日保育の利用状況等	
休日保育利用日 ※ 利用予約済みの日のみ記入してください。	4月7日(日) 祝( )
休日保育利用施設名	さかいこども園
迎えの人	父
迎え予定時間	18:00
利用希望時間	8:00 ~ 18:00
父の勤務時間	8:30 ~ 17:30
母の勤務時間	9:00 ~ 18:00
平日お休みする日	4月9日(火)
【平日施設確認欄】※1	(確認日) 3月15日 職氏名 担任 ○○ ○○ (印)
【休日施設確認欄】※2	(確認日) 月 日 職氏名 (印)
(注意) 1 ※1の平日施設確認欄には、平日利用する施設において、記載内容の確認を受けてください。 2 1の確認を受けた後、休日保育利用予約後1か月以内、かつ、休日保育の利用までに、このノートを休日利用する施設に呈示し、※2の休日施設確認欄に、確認を受けてください。	
2 子どもの様子等	
(家庭・平日施設での子どもの様子・連絡事項)	(休日施設での子どもの様子・連絡事項)
3 子どもの生活の状況 ※ 利用する子どもが0~2歳児の場合のみ、下記にご記入ください。	
体温	健康状態
22 23 24 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21	℃
一日の生活	
記入例	小…トイレ成功 大…トイレ成功 (小)…小便 (大)…大便 X-X…睡眠 湯…入浴 ✓…食事 杯…おやつ (ミ)…ミルク
家庭	園
(量・夕食内容)	
(量・朝食内容)	

### 確認①

利用者の記入した次の事項について、確認してください。



- (1) 休日保育利用日
- (2) 休日保育利用施設名
- (3) 利用希望時間

※1 父母ともに、就労等で、保育ができない状態にあることを確認してください。

※2 平日で確認していただいている勤務時間と相違がある場合は、確認をお願いします。

- (4) 平日お休みする日

※1 記入日については、原則として、休んでいただくこととなります。

※2 休日保育利用日が日曜日の場合は、休日保育利用日の前後1週間の間の日で、平日休む日を設定していただきます。

休日保育利用日が祝日の場合は、保護者の勤務先において、当該祝日勤務に対する代替の休みの日が設定される場合は、その日を平日お休みする日として、指定していただきます。

### 確認②

確認①の確認が終了し、認定された保育必要量の範囲内での利用であることが確認できた場合は、【平日施設確認欄】の確認日に確認した日を記載し、確認した職員の職氏名のサイン又は押印をお願いします。

※ 確認する職員は、利用者の利用状況を管理できる方を充ててください。



## 休日保育Q & A (平日園・休日園共有)



### 1 手続の変更について

**Q 1** なぜ、平日園の確認が必要な手続に変更するのですか。

**A 1** 休日保育は、平成27年度から、認定された保育必要量の範囲内の利用であれば、別途、休日保育の利用料を支払わずに利用できるようになりました。

この制度改正や働き方の多様化等も相まって、利用者は、増加の一途をたどっています。

中には、認定された保育必要量を超えて、利用している方等も一部見受けら

れるようになりました。

そのため、利用こどもの健康上の観点や、他の利用者との公平性の観点等から、適正な利用を促すため、平日園での確認をお願いすることとなりました。

また、休日保育で、利用こどもに事故が生じた場合、平日園の管理の下での休日保育の利用であれば、利用者が平日園で加入するスポーツ振興センターの災害共済給付が適用できる可能性があります。

スポーツ振興センターの災害共済給付は、利用者が複数の施設で加入することが認められておらず、休日園で別途加入することができません。

ご協力をお願いいたします。



## 2 休日保育の必要性について

**Q 2** 休日保育の必要性は、どのような場合に認定されるのですか。

**A 2** 堺市において、常態的に、日曜日の保育の必要性があると判断された場合となります。

**Q 3** 市から平日園に送付される文書で、利用者が休日保育の必要性の認定を受けていることが確認できる書類はありますか。

**A 3** 各区の子育て支援課から送付される「保育施設等利用（調整）児童通知リスト」の保育必要量の欄に「休日保育」と記載されます。

このリストは、保護者へ利用者負担額決定通知書が送付される際に、平日園に対し、内容に変更が生じたこどものみ送付されます。

**Q 4** 利用者の勤務先、勤務条件等が変更し、休日保育の必要がなくなったことが分かった場合は、どう対応すればよいですか。

**A 4** 利用者に対し、休日保育は利用できない旨をお伝えしてください。

突発的な事情により休日保育の利用が必要となった場合は、一時預かり（一時保育）での利用をご案内ください。

※ 堺市が行う休日保育の必要性の認定の取消は、利用者からの勤務先の変更の届出があるまで、行うことができません。そのため、現況届等の提出のタイミングでの取消となります。

**Q 5** 幼稚園（1号認定）に通っているのですが、休日保育は利用できますか。新2号認定を受けたら利用可能ですか。

**A 5** 新2号は無償化のための認定なので幼稚園に通っている方は認定としては1号になります。1号認定は休日保育の要件にならないので、2号認定を受けな

いと休日保育は利用できません。休日保育が必要な場合は、有料になりますが休日一時預かりの利用となります。

### 3 利用日の確認について

**Q6** 平日お休みする日として、利用者が指定した日は、平日園にとって出席してほしい事情がある場合でも、休んでもらわなければいけませんか。

**A6** 平日園にとって、出席してほしい事情がある場合には、平日園の判断で、利用者に出席を求めることは差支えないこととします。

**Q7** 利用者から、予約を行った休日保育利用日について、キャンセルを行ったため、平日お休みする日として指定した日に登園したい旨の申出があった場合は、登園を認めてもよいですか。

**A7** 予約のキャンセル等が頻繁にあると、休日園における職員配置に影響が及んだり、利用したい利用者が利用できなくなったりするため、原則としては、予約を行った休日保育利用日に対する平日お休みをする日については、休んでいただくこととなります。

しかし、次の場合は、登園を許可することができます。

- 1 休日保育利用日の1週間前までにキャンセルの連絡を行っていること。
- 2 利用こどもが風邪を引き休日保育を利用できなくなった、休日のお仕事が雨、台風等でなくなり利用が不要になった等で、その代わりとして、平日に出勤する必要が生じた等やむを得ない事情があること。
- 3 その他平日園が登園を認める事情があると認めるとき。

※ 1のキャンセルを行った日の確認については、休日園が1週間前までにキャンセルを受けたことを「休日保育連絡ノート」の該当日のページに記載できる機会があれば、記載していただきます。記載がないときは、休日園へお問い合わせいただき、確認をお願いします。

**Q8** 休日保育の利用後に、「休日保育連絡ノート」の提出があり、確認の依頼を受けた場合は、確認を行う必要はありますか。

**A8** 原則として、利用日の確認は、利用前に行っていただくこととなります。

しかし、次の場合には、利用日の確認が事後になる場合があります。

- 1 利用のキャンセル待ちをしていて、利用日直前に利用ができることとなった場合。
- 2 直前に仕事の予定が入り、平日園の確認をうける暇がなかった場合  
上記のような事情がある場合には、休日園において、「休日保育連絡ノート」に、利用者に対し、「事後に平日園の確認を受けること」等が記載されますので、

確認を行ってください。

※ 利用者は、次回の休日保育利用日までに、平日園の利用日の確認がなければ、次の休日保育利用日の利用について、別途、休日保育利用料を支払っていただくことになります。

Q9 日曜日の代休を平日ではなく祝日を取るのには可能ですか。

A9 日曜日の代休は平日となっていますので祝日は対象外です。

Q10 年末年始、休日保育を利用したら、平日で休みを取らなくてはならないのですか。

A10 年末年始に出勤した代わりにどこかに休みがあれば、そこを代休として取ってもらうこととなりますが、代休がない場合はそのかぎりではありません。ただし、年末年始の日曜日は別で、平日の代休が必要になります。

Q11 通園している園が1月4日まで休みになるため登録している休日園に休日保育を申し込んだら、休日園は1月4日から通常保育のため休日保育は受けられないと言われました。保育が必要なのですがどうすればよいですか。

A11 有料になりますが一時保育をご利用ください

#### 4 その他

Q12 「休日保育連絡ノート」を忘れて、休日保育を利用した場合は、どのような対応となりますか。

A12 「休日保育連絡ノート」を忘れてきた利用者については、休日園から休日保育の利用があった旨の連絡が入ります。

このような連絡があった場合で、まだ当該利用日について、「休日保育連絡ノート」に利用日の確認を行っていないときは、利用者に「休日保育連絡ノート」の提出を求め、確認を行ってください。

Q13 堺市のこども園に通っており休日保育の認定を受け利用していましたが、他市の方へ転出することになりました。ただ他市での入園が決まるまで広域利用で引き続き堺市の園に通園しますが、休日保育も利用できますか。また利用可能な場合、給付費はどうなりますか。

A13 基本は堺市に住民票がある人の利用になりますが、他市が休日保育の認定を行い認定を受けることができれば利用は可能です。

その時の給付費は他市ではなく堺市が払うことになりますので、休日保育実施施設に提出していただく「休日保育加算実施報告書」の人数の中に、入れていただくことになります。

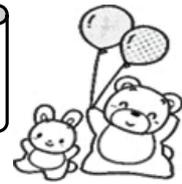
Q14 堺市に住所がありますが、平日通っている園は大阪市の園になりますが休日保育を堺市内の園で利用できますか。

A14 大阪市で通っている園が堺市での休日保育利用のルール（平日の代休や連絡ノート記入等）を了承してもらえるのなら利用は可能です。





## 休日保育の利用のご案内



利用者負担額決定通知書の保育必要量欄に休日保育の記載があることもについては、休日保育の必要性が認定されましたので、以下の手続きで、裏面の休日保育実施施設（以下、「休日施設」といいます。）において、休日保育の利用が可能です。

### 休日保育実施日

日曜日、祝日、年末年始（1月1日～3日を除く。）

※ 上記日程であっても、各休日施設において、行事、年末年始の設定日等により休日とならない日がありますので、ご利用の際は、施設へ直接お問い合わせください。

### 開園時間

施設へ直接お問い合わせください。

### 利用手続き



#### 1 初回の利用希望日までに必要な登録手続き

- (1) 堺市から休日保育の認定こどもへ配付する「休日保育利用登録書」と「休日保育連絡ノート」に、必要事項を記入し、利用者負担額決定通知書とともに、平日利用する施設に提出し、確認を受けてください。
  - (2) 平日利用する施設で確認を受けた「休日保育利用登録書」と「休日保育連絡ノート」を、初回の利用希望日の10日前までに、休日施設へ提出し、「休日保育連絡ノート」に、登録済みであることの確認を受けてください。
- ※ 休日施設において、利用者としての登録を受けるためには、面談を受け、各休日施設の重要事項等について、同意をする必要があります。

#### \*留意事項\*

- 休日保育の利用者が多数にのぼり、1園の登録のみでは、利用できない日が生じる可能性があります。そのため、休日保育の利用者の登録については、複数の施設において、登録を行うことをお勧めします。「休日保育利用登録書」が必要な場合は、各区役所又は休日施設で配付しています。
- 勤務先が変更となった、平日利用する施設を転園した等の場合は、再度、登録手続きを行ってください。



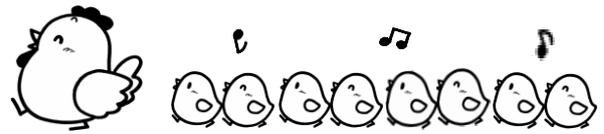
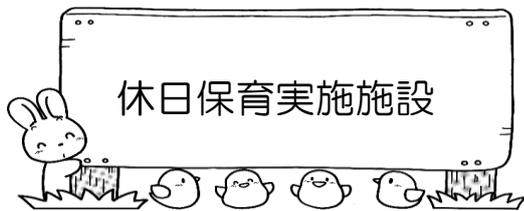
#### 2 各休日保育利用日の利用手続き

- (1) 利用希望日の1週間前までに、休日施設に、利用の予約をしてください。  
※ 予約状況によっては、利用できない場合があります。
- (2) 利用の予約が取れた休日保育の利用予定日について、「休日保育連絡ノート」に、休日保育利用施設、休日保育を利用する日に替わり平日にお休みする日等の利用状況等を記入し、平日利用する施設へ提出した上で、確認を受けてください。
- (3) 平日利用する施設で確認を受けた「休日保育連絡ノート」を、利用予約をした日から1か月以内、かつ、利用日までに、休日施設へ提出し、確認を受けてください。  
※ 利用の予約をした日から1か月を経過しても、平日利用する施設の確認済みの休日保育連絡ノートの提出がないときは、休日施設において、その予約については、キャンセル扱いとなります。
- (4) 休日保育利用日に、「休日保育連絡ノート」の当該利用日のページにおいて、当日の家庭での様子等を記入し、休日施設へ提出した上で、休日保育を利用してください。

#### \*留意事項\*

- 日曜日に利用する場合は、休日保育利用日の前後1週間の間の日で、必ず平日お休みする日を指定する必要があります。祝日の利用については、勤務先において、当該祝日勤務に対する代替のお休みの日が設定される場合は、その日を平日お休みする日として、指定する必要があります。
- 利用日のキャンセル待ち等をしていただいていたところ直前に利用できることとなった、直前に仕事の予定が入った等の事情で、平日利用する施設において、確認を受ける暇がなかった日については、次の利用日までに、必ず、確認を受けてください。  
※ 次の利用日までに、平日利用する施設の確認がなければ、次の利用については、原則として、休日保育の利用料がかかります。





施設名称	施設種別	所在地		電話番号
アイエンロール保育園	小規模保育事業	堺区	北瓦町1丁5-14 瓦町ビル2F	072-227-2907
バルキンダー	幼保連携型認定こども園		南安井町3丁1-1	072-221-7030
さかい・つくしこども園	幼保連携型認定こども園	中区	深井東町2655	072-278-8055
たんぼぼ保育所 深井園	保育所		深井清水町3905	072-281-0888
遊こども園	幼保連携型認定こども園	東区	日置荘西町1丁7番1号	072-247-4730
ゆらら保育園	事業所内保育事業		南野田454-2	072-289-1100
院内保育所ぞうさん	事業所内保育事業	西区	津久野町1丁25-1	072-271-5161
きらら保育園上野芝ルーム	小規模保育事業		上野芝向ヶ丘町4丁24-26	072-279-6677
きらら幼保園 ※	特区小規模保育事業		上野芝向ヶ丘町4丁24-26	072-275-7777
晴美台ナーサリー	小規模保育事業	南区	晴美台1-31-1	072-294-6440
きらら保育園 新金岡ルーム	小規模保育事業	北区	長曾根町1585番地1 アソルティ1F	072-247-9777
きらら保育園 もずルーム	小規模保育事業		百舌鳥陵南町3丁343	072-278-6363
新金岡西こども園	幼保連携型認定こども園		新金岡町2丁5-19	072-250-0010
すまいる保育園金岡公園	特区小規模保育事業		長曾根町1179番18	072-242-8005
なかもずグレイス保育園	小規模保育事業		中百舌鳥町2丁88-1 シェリール1階	072-252-0909
百舌鳥こども園	幼保連携型認定こども園		(西園舎)百舌鳥赤畑町5丁707-2	072-255-7330
美原北こども園	幼保連携型認定こども園	美原区	黒山562-1	072-361-5551

注 定員は、その日に利用することの年齢構成により変動しますので、施設へ直接お問合せください。

※ きらら幼保園は3歳以上児の受入れ施設であり、休日保育は2歳以上児より受入れ可能です。

